

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、入間都市計画生産緑地地区の変更（入間市決定）についての理由を示したものである。

1. 変更の必要性

入間都市計画生産緑地地区は、最終変更日（令和 8 年 3 月 25 日）から、生産緑地地区 67 地区、面積約 15.31ha となっている。

今回変更を行う生産緑地地区は、生産緑地法第 10 条の規定による買取りの申出がなされた 1 地区である。

当該地区については、いずれも該当用地を活用して実施する事業計画はなく、周辺に公園等の公共空地が既に確保されているため市は買い取らず、また、農地の取得希望者もないため、生産緑地地区の廃止を行うものである。

変更の内容は以下のとおりである。

2. 変更の内容

名 称	変 更 の 内 容
第 45 号生産緑地地区	生産緑地法第 14 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約 0.10ha を廃止する。